
AMT/NEWSLETTER

Space Law

2025年2月5日

宇宙活動法の見直しに関する中間とりまとめの公表 その1 —見直しの全体像・再使用型ロケット等に関する新たなルール—

弁護士 清水 亘 / 弁護士 山田 智希

Contents

- I. はじめに
- II. 中間とりまとめの全体像
- III. 再使用型ロケット・サブオービタル飛行に関する新たなルール
 - 1. 再使用型ロケット
 - 2. ロックーン方式
 - 3. サブオービタル飛行
- IV. 再使用型ロケット・サブオービタル飛行に関する新たなルール

I. はじめに

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(以下「宇宙活動法」という。)は、日本における宇宙ビジネスを規律する最も基本的な法律である。2018年に施行された同法は、我が国で初めて民間宇宙ビジネスに関する許認可の仕組み等を整備したものだだったが、そこで想定されていた宇宙ビジネスは、従来の通信衛星等を念頭に置いたごく基本的な類型に限られていた。

その後、民間宇宙ビジネスは急速な進展を遂げ、高度化かつ多様化していることを踏まえ、各国で宇宙法制の見直しが進んでいる。我が国でも、5年ごとの見直しを規定する同法附則5条に基づき、2024年9月から、内閣府の宇宙政策委員会に設けられた宇宙活動法の見直しに関する小委員会において、同法の施行後最初の見直しに向けた議論が本格的に進められてきた。

そして、2025年1月、同委員会におけるこれまでの議論を整理した「宇宙活動法の見直しの基本的方向性 中間とりまとめ」(以下「中間とりまとめ」という。)が公表された。この中間とりまとめを踏まえさらに議論が続けられ、今後、最終的な議論のとりまとめの公表、そして改正宇宙活動法の法案提出へと進んでいくことが想定されている。

中間とりまとめで取り上げられている内容は、今後の日本の宇宙法制の方向性を示すものであり、民間宇宙ビジネスに関わる当事者にとっても注目すべき内容と考えられる。そこで、本号から2回に分けて、中間とりまとめの内容について簡単に概説したい。

II. 中間とりまとめの全体像

中間とりまとめにおいては、今回の宇宙活動法の見直しにおいて議論すべき論点として下表のような点が挙げられている。

目的	概要
多様な宇宙活動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下の宇宙活動に対応する許可制度等の導入 【多様な宇宙輸送形態への対応】 ・ 再使用型ロケット ・ ロックーン方式 ・ 人工衛星等の打上げ以外の軌道投入物のあるロケット ・ サブオービタル飛行 ・ 軌道投入物のないロケット(サブオービタルロケット) ・ 再突入行為 ・ 有人宇宙飛行・宇宙空間での滞在 【人工衛星の多様化への対応】 ・ 探査機・軌道間輸送機・月面輸送機・軌道上サービス ・ 軌道上譲渡等
宇宙産業の国際競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本人・日本法人が本邦領域外で行う打上げ等の規律の検討 ✓ 外国人・外国法人が本邦領域内で行う打上げ等の対応の検討 ✓ 包括的な許可制度(複数の打上げ・人工衛星の型式認定) ✓ 適合認定を受けた打上げ施設の設備変更に関する手続
宇宙活動の安全性・信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府補償制度対象の拡大(多様な宇宙輸送や難燃性の低軌道大型衛星等) ✓ 危険物や難燃性の物体等を搭載する場合の手続 ✓ 宇宙物体登録に関するルール ✓ 第三者損害等の事故等報告制度の整備

本稿及び次稿では、このうち宇宙ビジネスの多様化への対応に向けて導入が検討されている制度に特に着目し、解説していきたい。

III. 再使用型ロケット・サブオービタル飛行に関する新たなルール

中間とりまとめでは、近時の宇宙ビジネスの多様化を受け、それぞれの宇宙ビジネスの類型に即し適切な規律を及ぼすことができるようなきめ細かなルールの策定が目指されている。このうち、本稿ではまず、再使用型ロケットやサブオービタル飛行等に関するルールについて取り上げることとする。

1. 再使用型ロケット

従前、人工衛星の打上げに用いるロケットは「使い捨て」が常識だった。しかし、近時、ロケット打ち上げ後に一定の高度に達すると分離される第1段目(再使用段)を地上・海上に安全に降下させ回収した上で再使用する再使用型ロケットの開発・実用化が活発に行われている。

現行の宇宙活動法では、再使用型ロケットを想定し、再使用段の回収時における安全確保等について人工衛星等の打上げに関する許可(以下「打上げ許可」という。)において審査するための規定は置かれていない。そこで、中間とりまとめでは、再使用型ロケットについて降下の際の経路や着陸・回収地点周辺の安全の確保に係る基準等、必要な規定を整備する方向で具体的な制度設計を検討することが示されている。

2. ロックーン方式

ロックーン方式とは、一定の高度まで上昇させた気球からロケットを発射する方式をいう。現行の宇宙活動法は、気球を用いた打上げを許可対象とはしておらず¹、中間とりまとめでは、ロックーン方式による人工衛星等の打上げについて、既存の打上げと同等の規定を整備する方向で具体的な制度設計を検討する方向性が示されている。

3. サブオービタル飛行

以上の1・2は、ロケットが宇宙空間に到達することが基本的には前提とされている。他方、航空機よりも高い高度には到達するものの、地球周回軌道には到達せずに地球上に帰還するような飛行の実用化に向けた動きが、世界的に盛んになっている。こうした飛行は、軌道(orbit)に達しない飛行という意味で「サブオービタル飛行」と呼ばれ、将来的に高速二地点間輸送、宇宙旅行や微小重力実験等への活用が期待されている。

他方、このサブオービタル飛行もまた、機体が地球周回軌道に投入されず、人工衛星を分離することもないことから、現行の宇宙活動法上の打上げ許可の対象外であると考えられており、宇宙活動法においてこうしたサブオービタル飛行も許可対象に含めるべきとの議論がなされている。

しかし、このサブオービタル機と航空法上の「航空機」とを峻別し、適用される規制を区別することは実際には難しいのではないかとの意見も示されている。とはいえ、既に飛行技術が確立していることを前提に高度な安全水準や厳格なルールが設けられている「航空機」と、まだ発展途上にある「サブオービタル機」とを同種のものとして位置づけて、両者に同等の厳格な規律を適用することもまた、サブオービタル飛行の実用化に向けた取組みの支障ともなりかねない。

こうした一種のジレンマを念頭に、中間とりまとめでは、「宇宙活動法によるサブオービタル飛行の規律の可否やその内容について、更に具体的に検討を深める必要があり、その際、外国当局をはじめ国内外の規制当局、民間企業等の関係者と丁寧に議論を行う必要がある」として、具体的なルールの方向性までは示されていない。

IV. おわりに

本稿では、中間とりまとめの内容のうち、再使用型ロケット・サブオービタル飛行に関する新たなルールの方向性について概観してきた。次稿においては、再突入・有人飛行に関する新たなルールの策定に向けた議論を取り上げることを予定している。

¹ 航空法上の「航空機」からの打上げは、現行の宇宙活動法においても許可対象とされているが、気球は「航空機」には含まれないと考えられている。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 清水 亘 (wataru.shimizu@amt-law.com)
弁護士 山田 智希 (tomokitdy.yamada@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。